

# 全国歯科医師国保組合 保険料改定のお知らせ

～子ども・子育て支援納付金の徴収が始まります～

※詳しくは4月発送の保険料賦課額通知書をご確認ください。

## 令和8年4月からの種別保険料賦課額

1種組合員				
保険料均等割内訳	本人		家族	
	40～64歳以外の方	40～64歳	40～64歳以外の方	40～64歳
基礎賦課額	11,800	11,800	8,300	8,300
後期支援金	4,700	4,700	3,300	3,300
介護納付金	/	4,500	/	3,200
子ども・子育て支援金	440	440	310	310
月額	16,940	21,440	11,910	15,110

3種組合員				
保険料均等割内訳	本人		家族	
	40～64歳以外の方	40～64歳	40～64歳以外の方	40～64歳
基礎賦課額	11,800	11,800	8,300	8,300
後期支援金	4,700	4,700	3,300	3,300
介護納付金	/	4,500	/	3,200
子ども・子育て支援金	440	440	310	310
月額	16,940	21,440	11,910	15,110

2種組合員				
保険料均等割内訳	本人		家族	
	40～64歳以外の方	40～64歳	40～64歳以外の方	40～64歳
基礎賦課額	17,800	17,800	8,300	8,300
後期支援金	7,000	7,000	3,300	3,300
介護納付金	/	6,800	/	3,200
子ども・子育て支援金	660	660	310	310
月額	25,460	32,260	11,910	15,110

後期高齢者の1種組合員				
保険料均等割内訳	本人 (75歳以上)	保険料内訳	家族	
			40～64歳以外の方	40～64歳
後期高齢者賦課額	5,000	基礎賦課額	8,300	8,300
		後期支援金	3,300	3,300
		介護納付金	/	3,200
		子ども・子育て支援金	310	310
月額	5,000	月額	11,910	15,110

※子ども・子育て支援納付金は、18歳に達する日以後の最初の3月31日を超えた被保険者が賦課対象となります。

※1種組合員・後期高齢者の1種組合員(一部除く)は、別に「所得割賦課額」が加算されます。

1種組合員：新潟県歯科医師会の会員である歯科医師

2種組合員：1種組合員又は後期高齢者の1種組合員が開設する医療機関等に勤務する歯科医師

3種組合員：1種組合員又は後期高齢者の1種組合員が開設する医療機関等に勤務する従業員（歯科衛生士・助手・技工士・受付事務等）

## 令和8年4月からの所得割賦課額の料率

所得割は事業主である1種組合員に賦課し、その額は前年の診療報酬に料率を乗じた額です(年額)。

料率	基礎賦課額	後期高齢者支援金	介護納付金	(新)子ども・子育て支援納付金
		5.5/1000	2.1/1000	1.4/1000
上限 1億円	年額 550,000円	年額 210,000円	年額 140,000円	年額 20,000円
下限 300万円	年額 16,500円	年額 6,300円	年額 4,200円	年額 600円

※子ども・子育て支援納付金においても所得割が賦課されます。

※地方厚生局の診療科名に「矯正」の届出をされている場合、矯正標榜者として取扱い上限額を賦課します。

ただし、前年の医業収入額に所得割率を乗じた額が上限額に満たない場合は「保険料調定変更申請」により収入に見合った所得割保険料に変更することができます。

## 保険料の免除について

◆3種女性組合員の一人親(離婚などにより独りで生計を営んでいる女性)の世帯に属する被保険者で義務教育終了までのすべての者は、申請により次に掲げる保険料賦課額を免除します。

1人目 後期高齢者支援金等賦課額 一人当たり 月額 3,300円免除

2人目以降 均等割賦課額、後期高齢者支援金等賦課額 一人当たり 月額 11,600円免除(全額免除)

※配偶者と死別・離婚した後、婚姻していない方で世帯主になっており子を扶養している(親などと同居していない)方が対象です。

※再婚等により生計形態が変更になった場合は、免除が終了します。変更時は、必ず支部事務所までお知らせください。

◆出産する被保険者は、届出により産前産後期間の4カ月分(多胎妊娠の場合は6カ月分)の保険料を免除します。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

全国歯科医師国民健康保険組合新潟県支部 TEL 025-250-7755 (ダイヤルイン)